

千葉県立保健医療大学学長の評価者要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県立保健医療大学人事評価規程（以下「人事評価規程」という。）第5条第4項の規定により、千葉県立保健医療大学学長（以下「学長」という。）の評価者に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価者)

第2条 学長の人事評価は、教育公務員特例法第5条2第1項の規定により千葉県立保健医療大学評議会（以下「評議会」という。）が行うものとする。

2 評価者は、千葉県立保健医療大学学則第14条第5号及び第6号に定める者とする。

(評価の時期及び評価の回数)

第3条 評価者は、当該年度の最終開催の評議会において人事評価を行い、1次評価は行わないものとする。

(評価の手順)

第4条 評価者は、学長から提出された能力評価（人事評価規程第1号様式）及び業績評価（人事評価規程第2号様式）を基に、助言・指導を行うとともに、2次評価及び2次達成度を決定するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、人事評価に関し疑義が生じた場合は、評価者で協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。